

指導医療官(医科担当)募集

厚生労働省九州厚生局より、保険診療の取扱いや診療報酬請求の内容等について保険医療機関等に対する指導・監督等を行う「指導医療官(医科担当)」（九州厚生局沖縄事務所に勤務していただける方）の募集に関する情報提供がありました。

■主な業務内容

- ・保険医療機関及び保険医に対して、保険診療の取扱いや診療報酬請求事務、診療報酬改定内容について、集団指導又は個別指導等を行います。
- ・診療内容又は診療報酬請求に不正又は著しい不当が疑われる保険医療機関に対する監査を行います。
- ・保険者、審査支払機関、保険医療機関又は保険医に対する診療報酬の疑義解釈、点数表解釈等に関する指導助言を行います。

■採用基準(応募資格)

- ・日本国籍を有し、医師免許を有する方で、病院又は診療所において原則5年以上の臨床経験がある方。
- ・上記に加え、大学病院等に勤務している方、又は退職後おおむね2年以内である方で、高度で専門的な知識・経験を有する方は、期間を定めて採用することができます(任期付採用)。

■採用区分、給与、定年等

身 分 : 国家公務員(厚生労働技官)として採用します。

給 与 : 一般職の職員の給与に関する法律に基づき、医療職俸給表(一)が適用され、経験年数等に応じて決定されます。その他、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等が支給されます。

定 年 : 65歳 (任期付採用には定年はありません。)

※ 定年後、1年更新で最大3年間の勤務延長ができる制度があります。

※ 定年は、令和5年度から段階的に引き上げられ、令和13年度に70歳になります。

宿 舎 : 希望により公務員宿舎を貸与可能です。

■勤務時間、休日・休暇

勤務時間: 勤務時間は原則として8時30分から17時15分までです。

※ フレックスタイム制度や早出遅出勤務、育児短時間勤務制度があります。

休日・休暇: 完全週休2日制、祝日、年末年始、年次休暇、夏季休暇等があります。

ご関心のある方は九州厚生局総務課(下記参照)にお問い合わせください。また、下記ホームページもあわせてご覧ください。(二次元コードからでもアクセスできます。)

〈お問い合わせ〉

九州厚生局 総務課

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3丁目2番8号 住友生命博多ビル4F

電話番号: 092-707-1115 FAX: 092-707-1116

九州厚生局ホームページ(採用情報)

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/somu/saiyo/sidoiryokan.html>

